平成２７年（フ）第２２１９号
大阪府池田市伏尾町76番地の16―132号
債務者　大嶋千代子
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２２４号
大阪市淀川区十三本町２丁目10番10号Ｋヴィレッジ401号
債務者　野間　美紀
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２３４号
大阪府茨木市星見町17番20号　星見９番館301号
債務者　渡瀬　聡子
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２４１号
大阪市城東区関目６丁目10番13号　ビラヨシミ102
債務者　三好　一彦
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２９６号
大阪府枚方市牧野北町８番７―104号
債務者　岡崎　成子
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３０６号
大阪府八尾市南本町５丁目３番９号石山文化103号
債務者　百石　　薫
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３０７号
大阪府高槻市牧田町15番１―417号、前住所大阪府茨木市末広町２番14号　ユートピアスエヒロ305号
債務者　濱崎　晃一（旧姓大門）
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３２０号
大阪府吹田市泉町１丁目13番４号
債務者　永友キミ子
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３３１号
大阪府三島郡島本町広瀬４丁目18番15―501号
債務者　水野　友絵（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３３４号
大阪府門真市脇田町２番３―705号
債務者　大谷　徹夫
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１１号
奈良県香芝市畑６丁目1908番地１
債務者　勝本　泰徳
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１０９号
岡山県井原市井原町365番地
債務者　増成富美代
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１１０号
岡山県井原市井原町365番地
債務者　増成　充恵
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第４５３号
埼玉県和光市下新倉２丁目９番12号　ハートレー102
債務者　小湊　幸子
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４６７号
埼玉県朝霞市岡３丁目１番21―302号
債務者　岩瀬　正範
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５０５号
埼玉県川口市大字源左衛門新田309番地の１
債務者　佐藤かおり
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５０６号
さいたま市桜区大字上大久保182番地５　小島ハイツ102
債務者　嶋田　　勝
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係